

## 第26期 第6回法学委員会会議要旨

日時： 令和7年3月17日（月）19:00～21:30

会場： オンライン会議システムによる開催

出席者：大久保規子、小畑郁（幹事）、川嶋四郎（委員長）、島岡まな（副委員長）、島村健、只野雅人、丸谷浩介、三成賢次

欠席者：大塚直、越智敏博、南野佳代、山田八千子（幹事）

議事録作成者：小畑郁（以上、敬称略・五十音順）

### 議 題

#### 1. 先の法学委員会の検討評価と意見の公表について

委員長よりこれまでの経緯についての説明ののち、先の検討結果をまとめた案文をもとに、公表された法案に即してさらに検討し、種々意見交換の結果、別添資料の通り、「評価」と「意見」をまとめた。また、これらをどのように普及すべきかについて意見交換をした。

#### 2. ナショナル・アカデミーの5要件に照らした法案の検討について

1でまとめた「評価」と「意見」を踏まえて、「5要件」を踏まえた修正案を提示することは可能か、適当か、について、意見交換をした。

#### 3. その他

第7回にむけて行うべき課題を整理した。とくに、他の分野別委員会等との連携の可能性について、協議した。

### <別添資料>

- ・「日本学術会議法案に対する評価」
- ・「日本学術会議法案に対する意見」

## 日本学術会議法案に対する評価

令和7(2025)年3月17日

第26期 法学委員会

### 1. はじめに

学術的に国を代表する独立した学術団体の存在は、自由で民主的な平和国家にとって不可欠である。日本学術会議(以下「会議」という。)は、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし」(日本学術会議法前文)、1948年に設立された。会議は、設立以来、このような理念の下で、国民から負託された使命(ミッション)を果たすための活動を行ってきた。

政府は、2023年12月22日、会議の法人化方針(内閣府特命担当大臣決定「日本学術会議の法人化に向けて」。以下「大臣決定」という。)を決定し、その具体化を進めてきた。これに対し、会議は、仮に法人化を行うとしても、それは、ナショナル・アカデミーの5要件(①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性)を充足し、ナショナル・アカデミーのより良い役割発揮に資するものでなければならないと主張してきた(以下、「5要件」という。日本学術会議「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」2021年4月22日)。その後、政府において会議の法人化に向けた議論が進められる中で、会議幹事会は、ナショナル・アカデミーの役割発揮のためには5要件を制度的に保障する必要があることを指摘した(会議幹事会「より良い役割発揮のための制度的条件」2024年6月7日)。これを敷衍して、会議会長は、特に、(i)大臣任命の監事の設置を法定すること、(ii)大臣任命の評価委員会の設置を法定すること、(iii)独立行政法人のような詳細な『中期目標・中期計画』の策定を義務付けること、(iv)次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること(コ・オプテーションの考え方の逸脱になる)、(v)選考助言委員会の設置を法定すること(以下、「5項目」という。)については「『近視眼的な利害に左右されない独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動』を阻害するもので、どうも受け入れられない」と表明した(会長声明「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」2024年7月29日)。しかし、その後も大臣決定の基本的見直しがなされることはなく、本年3月7日、日本学術会議法案(以下、「法案」という。)が、閣議決定された。

そこで、法学委員会は、法学的観点から、その法案が、会議総会で決議した上記5要件を充たすものとなっているかという点について検討を行った。

### 2. 法案の内容

**基本理念、目的等** 法案では、平和国家の構築等、現行法の前文に明記された会議の重要な使命が欠落し(現行法前文、法案2条1項)、会議が「独立」して職務を行う旨の明記(現行法3条1項)もなく、しかも、運営面での自主性と自律性に対する国の配慮義務を記すにすぎない(法

案 2 条 2 項)。これらの基本理念や目的は、ナショナル・アカデミーの根幹に関わるものであり、法案はそれを踏まえたものとはなっていない。

**機関** 総会、役員・役員会等について詳細な規定が置かれる一方(法案 10 条~24 条)、部長の互選(現行法 12 条 2 項)も含め、現在の三部制(現行法 10 条~13 条)については何ら定められていない。また、会長の任命による運営助言委員会(法案 27 条)は、必要に応じ、海外アドバイザー・ボードのように、ナショナル・アカデミーの活動に適した形態で、柔軟に設置・改廃できるようにすれば足り、法定すべき理由が認められない。さらに、現在規則で定めている事項が法定・改変されており(例えば、会員による総会招集請求要件の厳格化。現行会則 17 条 3 項、法案 12 条 5 項)、これら機関についての諸規定が、ナショナル・アカデミーに不可欠な、自律的な内部組織の編成や運用を妨げるおそれがある。

**会員の選任等** 新たな日本学術会議発足時の会員の選定(特別の選考)について、会長が任命する候補者選考委員に会員以外のものを入れる趣旨の規定を置き、任命に際し内閣総理大臣が指定するものとの協議を義務付けることにより会長の任命権を限定している点、及び同様の仕組みを発足から 3 年後の会員選定にも適用する点(附則 3 条~7 条、23 条)は、発足時及び 3 年後の会員選考におけるコ・オペレーションの本質を否定するものである(5 要件の⑤、5 項目の(iv))。

通常の会員選定については、会員以外から構成され、かつ、選定方針のみならず、候補者選定についても意見を述べることのできる選定助言委員会を法定することにより(法案 26 条)、候補者選定が特定の利害の影響を受ける可能性がある(5 項目の(v))。また、現在規則で定めている事項を含め、極めて詳細な選定規定を設けている点等は、「透明化」の名の下に、規則制定権を削減し(5 要件の④)、会員選考における自主性・独立性を損ない(5 要件の⑤)、選考方法の硬直化をもたらすおそれがある。

**会議の業務・運営等** 「勧告権」(現行法 5 条)は維持されているが、勧告にかかる事項についての定めが簡略化された(「学術に関する重要事項」。法案 39 条)。政府に対するナショナル・アカデミーの勧告権は、組織の独立が認められなければ、その意義は失われる。

**ガバナンス** 中期的な活動計画と年度計画について、内閣総理大臣が任命する評価委員会に評価させる仕組みを予定するが(法案 42 条~43 条・51 条)、評価の対象から意思の表出を除外することが担保されておらず、独立性・自主性・自律性の観点から不適である(5 要件の④、5 項目の(ii))。また、内閣総理大臣が任命する監事が、何らの範囲の限定もなく会議の業務のすべてを監査し、内閣総理大臣に意見を提出することができる点(法案 19 条・23 条、5 要件の④、5 項目の(i))、及び内閣総理大臣の是正措置に関する規定(法案 50 条)に加えて、上記のような政府関与の仕組みを設ける点は、会議の活動の政府からの独立性を損なうものとなっている(5 要件の④)。

中期的な活動計画・年度計画の策定、大臣任命の評価委員による評価、大臣任命の監事による監査という組合せによるガバナンスの仕組みは、通常の独立行政法人にあてはまるものではあっても、国からの独立を制度的に保障することによってその機能を有効に発揮することが可能となるナ

ショナル・アカデミーには本来不適である。科学的助言をはじめとする会議の活動は、あくまで、科学に基礎付けられたものである。そのため、諸外国においても、その活動の評価はピア・レビューの形式で科学者により行われている。法案のような監督の仕組みは、主要な民主主義国家のナショナル・アカデミーには例を見ない(5項目の(i)~(iii))。

**財源措置** 現行法1条3項は、国庫負担の原則を定めている。しかし、法案は、必要と認める金額を補助金により補助することができるにとどまり(48条)、安定した財政基盤が確保できないおそれがある。独立行政法人通則法46条は、必要な金額の全部又は一部を交付金により交付する旨を規定しており、独立行政法人よりも財源保障が弱い。

### 3. 法案が5要件を充足しているか

以上のとおり、法案は、現在のボトムアップ型のガバナンスを弱め、国によるトップダウン型のガバナンスを強化するものであり、ナショナル・アカデミーがその役割を発揮するために必要な5要件のうち、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性の要件を充足していないといわざるをえない。

法案は会議を法人化するものではあるが、これまでの特殊法人の中には国の下級機関にすぎないと判断されたものもあり(最判昭和53年12月8日・民集32巻9号1617頁参照)、法人化が必ずしも独立性の徹底・保障を意味するわけではない。重要なのは国の関与・監督の内容・程度・方法である。会議の独立性に関する規定の欠如、中期的な活動計画・年度計画の法定、大臣任命の評価委員による評価、大臣任命の監事による監査、内閣総理大臣の是正措置、新たな会議発足時及び3年後の会員選考における特別の選考、重要な事項を国会ですら関与できない政令・府令に委ねること等により規則制定権を制限していること等に鑑みると、法案は、5要件の中で最も基層的な「独立」の要素を欠くものである(5要件の④・⑤)。

法案自体が5要件の④・⑤を充たしていないため、新たな会議発足後、会議の役員や会員が法案の不適切な部分を運用によって是正するという事は不可能である。そのような試みは、新たな日本学術会議法またはその趣旨に反する運用であるとして、内閣総理大臣による是正措置の対象となることも考えられる(法案50条1項)。

(以上)

## 日本学術会議法案に対する意見

令和7(2025)年3月17日

第26期 法学委員会

法学委員会「日本学術会議法案に対する評価」において述べたとおり、法案は、ナショナル・アカデミーの5要件(日本学術会議「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」)(2021年4月22日)や日本学術会議幹事会が示した「より良い役割発揮のための制度的条件」(同年6月7日)を充たしておらず、また、会長声明「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」(同年7月29日)に示された5項目の懸念を払拭するものとはなっていない。仮に日本学術会議法を改正するのであれば、少なくとも上記5要件を充たし、ナショナル・アカデミーの「より良い役割発揮」に資する内容でなければならない。

日本学術会議は、同会議を法人化することが「より良い役割発揮」につながるものであるならばこれに反対しないという立場をとってきた。しかし、現在の法案は、そのようなものになっておらず、日本学術会議「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」(2021年4月22日)以降の、日本学術会議の従来からの一貫した考え方からすれば、現在の法案が受け入れられる余地はないと考えられる。これに対し、現行の日本学術会議法は、ナショナル・アカデミーの5要件を充たしている。法人化のための日本学術会議法案が現在示されている内容になるのであれば、むしろ、現行法を維持すべきである。日本学術会議としても、現在示されている法案は、受け入れられないと表明すべきである。

なお、政府において任命拒否問題への対応が全くなされていない状況において、政府は相互の信頼関係を再構築していくための方向性を今後示すべきと考える。

(以上)